

恵那市立恵那北中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

はじめに

ここに定める「恵那市立恵那北中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは」
 - ▶ 人間として絶対に許されない
 - ▶ どの学校でも、どの子にも起こり得る
 - ▶ 見ようと思って見ないと見つけにくい

(3) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) 学校としての構え

- ・教職員は、普段の生活でもアンテナを高くし、生徒一人一人の些細な変化も見逃さないようにしていく。
- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にす
- る教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、地域の方との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にしている心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた生徒指導

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己有用感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・基本的にインターネット接続機器（PC、スマートフォン、タブレット、通信型ゲーム機、SNS等）の取扱いに関する指導の徹底については、教職員及び保護者の間で共通理解を図っておく。また、インターネット接続機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルや各問題事項について、家庭と連携しながら使い方について指導する。家庭と生徒での話し合い、ルールを決める。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、毎日の生活の記録（スクールライフノート等）の活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないからこそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・学校には、相談室の他に教育支援室を設置する。教室に向かうことができない生徒も学習に取り組める環境を、教育支援室で整えていく。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り

組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて原則として保護者の同意のもと警察に通報するとともに関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学級担任、教育相談主任、養護教諭

学校職員以外：保護者代表、スクールカウンセラー、医師、学校運営協議会、子ども相談センター、警察等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	未然防止・早期発見・早期解決の取り組み	保護者・地域・外部との連携
4月	・職員研修会（「方針」の確認、前年度のいじめの実態と対応等）※生徒支援委員会 ・学校だより「いしすえ」、ホームページによる「方針」等の発信	・PTA総会で「方針」説明 ・学校運営協議会で「方針」説明
5月	・第1回QU検査の実施・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 保護者懇談の実施 校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施 ※生徒支援委員会	
6月	・生徒集会でいじめ未然防止について発信する（アイ活動） ・第1回いじめアンケート（記名式）の実施、二者懇談の実施 ※生徒支援委員会	・保護者・生徒向けネットいじめ研修（家庭教育学級講演会）
7月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ※生徒支援委員会 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	・第1回岐阜県いじめ調査
8月	・職員研修会（QU検査分析） ※生徒支援委員会	
9月	・あったかい言葉かけ運動への参加 ※生徒支援委員会	
10月	・第2回いじめアンケート（記名式）の実施、二者懇談の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ※生徒支援委員会	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策・アイ活動の取組） ・第2回QU検査の実施 ※生徒支援委員会	
12月	・三者懇談の実施 ・「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ防止対策・アイ活動の発表） ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ※生徒支援委員会	・第2回岐阜県いじめ調査
1月	・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ※生徒支援委員会	・教職員による次年度の取組計画
2月	・第3回いじめアンケート（記名式）の実施、二者懇談の実施 ※生徒支援委員会 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）	・学校運営協議会
3月	・学校だより「いしすえ」等による次年度の取組等の説明 ・次年度への引き継ぎ ※生徒支援委員会	・第3回岐阜県いじめ調査（国の調査を兼ねる）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しながら生徒を見守り、心のケアまで
分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組
を行う。

十
を

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定（いじめ防止対策委員会の開催）
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめの解消

- ・少なくとも以下の二点の要件が満たされているとき、いじめが解消している状態とする。
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること
 - ② 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・アンケート等の質問票の原本等の一次資料は最低でも該当生徒が卒業するまで保管する。アンケートや聴取の記録などの二次資料及び報告書は、卒業後5年間保存する。